

繁殖期の カラスに注意を

親ガラスは、7月ごろまで卵やヒナを守るため、そばを通る人を威嚇・攻撃することがあります。威嚇・攻撃されたら、帽子やかばんなどで頭部を守ってください。腕をまっすぐ上げたり、傘など棒状のものを頭上に上げたりして、静かに離れましょう。巣を見つけても、被害がなければ撤去する必要はありません。困ったときはご相談を。

問合せ 環境政策課公害指導係
☎03-5211-4254、
民有地の場合(公社)東京都へ
ストコントロール協会
☎03-3254-0014

フリガナの届出は 5月25日(月)まで

本籍地の自治体から送付された戸籍に記載されるフリガナの通知書のフリガナに誤りがある場合は、5月25日(月)までに届出してください。誤りがなければ、届出不要です。

届出方法 マイナポータル、最寄りの区市町村窓口、郵送

※詳しくは特設サイトで確認を
(特設サイトの閲覧は5月25日(月)まで)

問合せ 総合窓口課戸籍振り仮名担当
☎03-6272-8541
(5月26日(火)まで)

神田川流域河川整備計画(変更原案)に 対する意見を募集します

閲覧・意見受付期間 5月15日(金)～6月15日(月)まで(閉庁時間除く)

閲覧場所 道路公園課(都建設局河川部(都)第一建設事務所(都)建設局HP)

提出方法 専用フォーム、Eメール、郵送(消印有効)、または閲覧場所に設置の意見箱へ

※電話による意見募集は行わない

※詳しくは、(都)建設局HPで確認を

問合せ (都)建設局河川部計画課
☎03-5320-5414
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1
☐S0000384@section.metro.tokyo.jp

4月から家賃の制限を廃止し、 対象を広げました！ 高齢者に部屋を貸している家主向け 「家主サポート保険事業」を行っています

家主の皆さんが安心して高齢者へ住宅を貸すことができるよう、住宅内での死亡事故により発生した損害を補償する保険を活用した事業を行っています。この事業の対象となる住宅の登録を家主から受け付けています(入居者からの申請は不要)。保険料は区が全額負担します。

対象 65歳以上の1人暮らしまたは65歳以上を含む60歳以上のみで構成する世帯が入居する区内民間賃貸住宅の家主

- 内容**
- ①家賃損失による損害(月額家賃×50%/上限額1か月10万円)
 - ②家賃減少損失による損害((月額家賃-値引後家賃)×50%/上限額1か月10万円)
 - ③原状回復費用(1事故100万円まで)
 - ④事故対応費用(1事故30万円まで)
 - ⑤事故再発防止費用(1事故10万円まで)

※詳しくはHPを参照

申込方法 所定の申請書(HPからダウンロードも可)と必要書類を郵送または直接問合せ先へ

※申請受付は申込順。上限に達した場合はHPに掲載

問合せ 住宅課住宅管理係(区役所5階) ☎03-5211-4319 〒102-8688九段南1-2-1



区政インフォメーション

City Information

ご意見をお聞かせください

①旧軽井沢少年自然の家跡地の活用に向けた方針(素案)

旧軽井沢少年自然の家は区立施設として主に区立学校生徒を対象に、夏季施設や移動教室などで利用されてきました。施設の老朽化などから利用を停止し、その後の活用の検討を重ねましたが、整備・運営上の課題などを踏まえ、教育目的での活用は終了しました。併せて庁内で活用需要が確認されなかったため、解体する方針を決定しました。解体後の土地の取り扱いの検討を進め、区が引き続き保有することを前提に民間事業者へ貸し付けて活用することを想定した活用方針(素案)を作成しました。

意見募集期間 5月5日(火・祝)～5月18日(月)

締切 5月18日(月)(必着/郵送の場合は消印有効)

問合せ 施設経営課区有施設担当係(区役所6階) ☎03-5211-4160 FAX03-3264-1466

☐shisetsukeiei@city.chiyoda.lg.jp 〒102-8688九段南1-2-1

②神田神保町地区街並み再生方針(案)

神保町地域では、地域の町会・商店会・古書店関係者・近隣大学などが参加してまちづくり協議会を設置し、地域のまちづくりを議論してきました。まちづくりの将来像とその実現に向けた方向性を示した「街並み再生方針(案)」を作成しました。

意見募集期間 5月8日(金)～22日(金)

締切 5月22日(金)(必着/郵送の場合は消印有効)

問合せ 地域まちづくり課まちづくり推進係(区役所5階) ☎03-5211-3617 FAX03-3264-4792

☐chiiki-machi@city.chiyoda.lg.jp 〒102-8688九段南1-2-1



いずれも

掲載場所 HP、情報コーナー(区役所2階)、出張所(②は神保町出張所のみ)、問合せ先

意見の提出方法 住所、氏名、所属(区内在勤・在学者は勤務先・学校の名称、法人その他の団体は代表者の氏名、区内に事務所を有する者は事務所の名称)、案・素案の名称、ご意見を記入のうえ、HP、郵送、ファクス、Eメールまたは直接問合せ先へ

※意見の提出様式は自由

※口頭・電話での意見提出は不可

※意見は区の考え方とともにHPで公表

※意見や個人情報は当該案件の検討のみに使用

※個別の回答は不可



見解書の縦覧と意見を聴く会を開催し、 公述人の募集を行います

■「(仮称)後楽区南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書に係る見解書の縦覧

とき 5月7日(木)～26日(火)9時30分～16時30分(土曜・日曜を除く)

縦覧場所 環境政策課(区役所5階)(都)環境局総務部環境政策課(都庁第二本庁舎19階)、川合同庁舎3階

縦覧場所 富士見出張所(富士見1-6-7)、神保町出張所

■公述人募集

都民の意見を聞く会で1人15分以内で環境保全の見地から意見を述べる方を募集します。

とき 5月13日(水)～27日(水)

■都民の意見を聴く会

(神田神保町2-40)

とき 6月12日(金)14時30分(当日直接会場へ/傍聴券は14時から配布)

場所 文京区民センター(文京区本郷4-15-14)

※公述人の申し出がない場合は中止

問合せ (都)環境局総務部環境政策課
☎03-5388-3411
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎19階

区・消防 合同水防訓練を 行います

台風や集中豪雨の季節を前に消防機関と合同で水防訓練を行っています。

当日は、消防職員、消防団員による水防工法訓練のほか、救出救助訓練などを行います。

とき 5月28日(木)14時～15時45分ごろ

場所 北の丸公園第3駐車場(北の丸公園1)

問合せ 災害対策・危機管理課防災調整係
☎03-5211-4187